

地方法人税の国税化拡大措置の再考を求める意見書

国は、日本全体が人口減少局面にある一方で、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生」を実現するという名目のもと、地方税である法人住民税の一部を国税化するなど、都市と地方の税源の偏在の是正を進めています。

しかしながら、法人住民税は、地域社会の費用について法人にも個人と同様、幅広く負担を求めるものです。また、特例として東京都が徴収していますが、特別区の固有財源として特別区の行政サービスを賄うための特別区財政調整交付金の原資となる貴重な財源であります。

このような状況から、本来法人住民税は、活力ある地域経済を支える行政サービスなどの財源として活用すべきもので、国が進める更なる地方法人税の国税化拡大措置は、明らかに地方税の受益に応じた税負担といった根本原則に悖るものです。

千代田区をはじめとする特別区は、首都直下型地震や豪雨等に備えた防災対策、超高齢化への対応、保育園待機児童の解消などの子育て支援策や区有施設の老朽化に対する更新などとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けた開催都市としての万全の体制づくりなど、取り組むべき喫緊の課題が山積しています。このような措置が継続されると、これらの課題解決策をはじめとしたきめ細かな行政サービスの提供に支障をきたすこととなります。

自治体間で税源を奪い合うことではなく、東京を含む全国各地域が、共に発展しながら共存共栄を図るために、各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体が「落ち着いて、やさしく」持続可能な社会の発展を目指すべきです。

よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、地方法人課税の見直しを行う場合は、国の責任において、確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対策を行うとともに、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の充実という本質的な問題に取り組むよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月28日

千代田区議会議長 松本佳子

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	野田聖子殿
財務大臣	麻生太郎殿